

施工計画書の一部省略について（お知らせ）

簡易な建設工事の施工計画書は監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略できるものとしておりますが、一部省略できる対象工事および記載が必要な事項は以下のとおりとします。

なお、少額随意契約工事については監督職員の指示によるものとします。

1、対象工事

当初契約額250万円（税込み）未満の建設工事

2、記載が必要な事項

工事概要、安全管理、緊急時の体制および対応、その他（監督職員が必要と認める事項）

令和2年8月

米原市役所総務部管財課

電話 52-6781